

一方工友會を脱退せる役付職工其他は市内大名町井上貞吉方に集合し工友會の勞働組合化絶對反對を表明すると共に飽迄會社側を支持すべく申合をなし殘餘の職工に在りても本爭議に反對の意を有して參加せず。

かくて従業員の對立と左翼全水、益農福佐の指導とは事態を複雑化すると共に益々爭議を尖鋭化せしめ各方面の注目を引くに至れり、然るに會社側は何等の具体的對策を有せず解決の見込樹立たざる前回の調停者たる全水松本治一郎に斡旋方を依頼し〳〵たる結果調停者は熱慮の上同月四日會社側主腦部と協議し左の調停案を得るや直ちに籠城せる職工と會見し會社側の誠意ある腹案を得たが「具体的な成案は後日打合し〳〵て發表するを以て白紙一任されたい」と述べたる處異議なく之を承認し六月より就業する事となれり。

十三、解決條件

- 1、今回の爭議は前回の爭議の延長と認め犠牲者を出さざること
 - 2、工友會より提出せる待遇改善其の他の要求は一切白紙とすること
 - 3、會社は工友會を認む
但し組織内容に就ては會社と職工間に於て協議の上決定す
 - 4、前調停の〳〵際保したる資金値上に付ては會社に於て具體案作成の上回答す。
- 四月二十二日左の具體案を作成双方異議なく承認す
- 1、常備職工に對しては各一割平均の賃銀値上をなすこと
 - 2、取替に依る型新造の請負一回五圓を七圓に値上すること